

細河小学校及び伏尾台小学校の 跡地活用案

平成 27 年 3 月

池 田 市

細河小学校及び伏尾台小学校の跡地活用案

(はじめに)

本市では、学校施設の適正配置を進めていくうえで生じる学校跡地の有効活用を図るため、平成26年7月に「池田市学校施設跡地活用基本方針」を策定した。

その後、本年4月の施設一体型小中一貫校「ほそごう学園」開校により生じる細河小学校及び伏尾台小学校の跡地について、同基本方針に沿った有効活用を図るため、民間事業者等からの提案も受け、幅広い選択肢の中から将来を見据えた活用手法について、市の関係部局により検討を重ね、昨年12月に活用についての本市としての考え方を示した素案を取りまとめた。

本活用案は、素案についての細河・伏尾台両地域での説明会における住民からの意見等を踏まえ、素案に必要な修正等を加え、今後の活用に関する方向性を明らかにしたものである。

1. 跡地活用の基本理念とテーマ

両小学校の跡地を有効的に活用するうえでは、跡地活用の基本原則をはじめ、学校教育活動や地域コミュニティへの配慮等を定めた「池田市学校施設跡地活用基本方針」にのっとり方向性が必要であり、同基本方針に加えて地域との連携や協働、本市ならではの特色ある利活用を検討することを基本理念とする。

また、活用の方向性を明確にすべく、地域の意向も加味した活用テーマは次のとおりとする。

(細河小学校) 「安全・安心」「地域のひろば」

(伏尾台小学校) 「子育て・子ども・若者支援」「地域の創生」

2. 跡地活用の方向性

個々のテーマに基づく活用の方向性は、次のとおりとする。

(細河小学校)

細河地域には広い公園が整備されていないことに加え、細河小学校におけるこれまでの地域活動の状況を踏まえ、地域の子どもたちが安心して遊べる広場（グラウンド）や多数の地域住民の屋内外の交流拠点として活用する。また、今後の行政需要の観点から、他の地域では建設が困難である学校給食センターや全市的な防災拠点となる総合防災センターの建設候補地として一定のスペースを確保しておく。

(伏尾台小学校)

原則これまでどおり地域住民の活動の場として利用できるよう配慮するとともに、現在「山の家」で実施しているNPOと連携した不登校児童・生徒やその保護者の支援事業を同校に移して実施する。

また、子育てや子どもの発達、学校生活、就労等において、さまざまな課題を抱える子どもや保護者、若者等に対する支援を実施する「子育て・若者支援クラスター（集積地）」としての機能の整備拡大を図り、あわせて跡地活用を核とした「伏尾台地域の創生」に向けた取り組みを、地域コミュニティとの連携のもと、国の施策を活用しつつ進める。

3. 既存施設の取扱い等

両校の運動場を含めた既存施設については、活用のテーマと方向性に加え、これまでの地域住民の利用状況や建物の老朽化の程度のほか、都市計画法等の各種法令による規制等を勘案し、次のとおり取扱う。

(細河小学校)

校舎は、本館については老朽化及び未耐震化のため除却し、校舎除却後のスペースは、駐車場やイベントスペース等として活用する。東校舎についても除却し、学校給食センター建設候補地とする。

運動場は、地域の広場として地域住民の利用を可とし、災害時は一時避難地として活用する。また、一角にはほそごう学園スクールバスの乗車場所を設ける。

屋内運動場（学習室）は、主に地域のスポーツ交流の場として活用し、災害時は避難所として活用する。また、学習室は地域住民等の活動場所として活用する。

プールは除却し、学校給食センター建設候補地とする。

旧細河幼稚園舎は、学校給食センター建設候補地とし、当面は存置しておく。

このほか、消防署訓練施設や細河分署等を含めた総合防災センターの整備を検討するほか、地域要望でもある駐車場を設ける。

(伏尾台小学校)

校舎は、北校舎については、NPOと連携した不登校児童・生徒やその保護者の支援のほか、就労支援等さまざまな取組みを実施する「子育て・若者支援クラスター（集積地）」として活用する。なお、地域住民の活動の場としての利用は原則これまでどおりとする。南校舎については、住民の活動場所や市所蔵品の保管場所を確保しつつ、今後の行政需要を見極めて適宜判断して活用する。

運動場は、地域住民等へ開放しつつ、ほそごう学園のサブグラウンドとして活用する。災害時は一時避難地として活用する。

屋内運動場は、地域住民等へ開放、災害時は避難所として活用する。

このほか、地域の「憩いの広場」として既存のビオトープをリニューアルし、地域住民で管理する。また、プールは立入禁止とし、当面はそのまま存置しておく。

4. 今後の取組み

本素案に対する地域住民の理解を得た後、個々の跡地活用の方向性に基づく、具体的な施設の一部改修工事の必要性や管理運用方法のほか将来的な事業展開等の詳細事項について、市の関係部局において調整・検討し、必要に応じ地域住民等と連携し進めることとする。

また、地域住民の施設の利用については、可能な限り切れ目なく利用できるよう配慮するとともに、その他の事業についても早期実施に努める。

なお、各小学校跡地に関する主な検討事項等は次のとおりとする。

(細河小学校跡地)

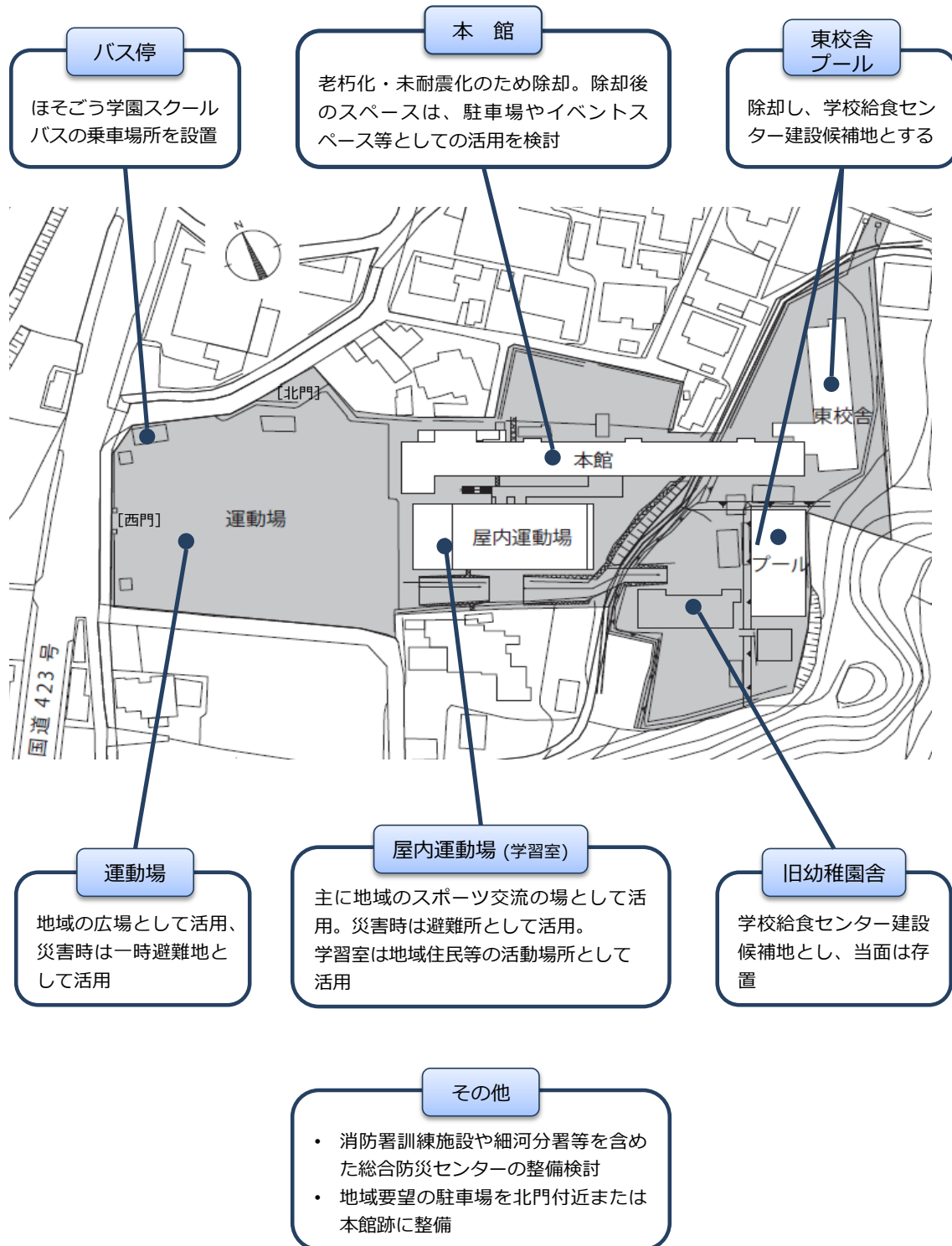
- ・ 除却の実施時期や本館跡の活用形態についての検討・調整
- ・ 学校給食センター及び総合防災センターの整備について検討

(伏尾台小学校跡地)

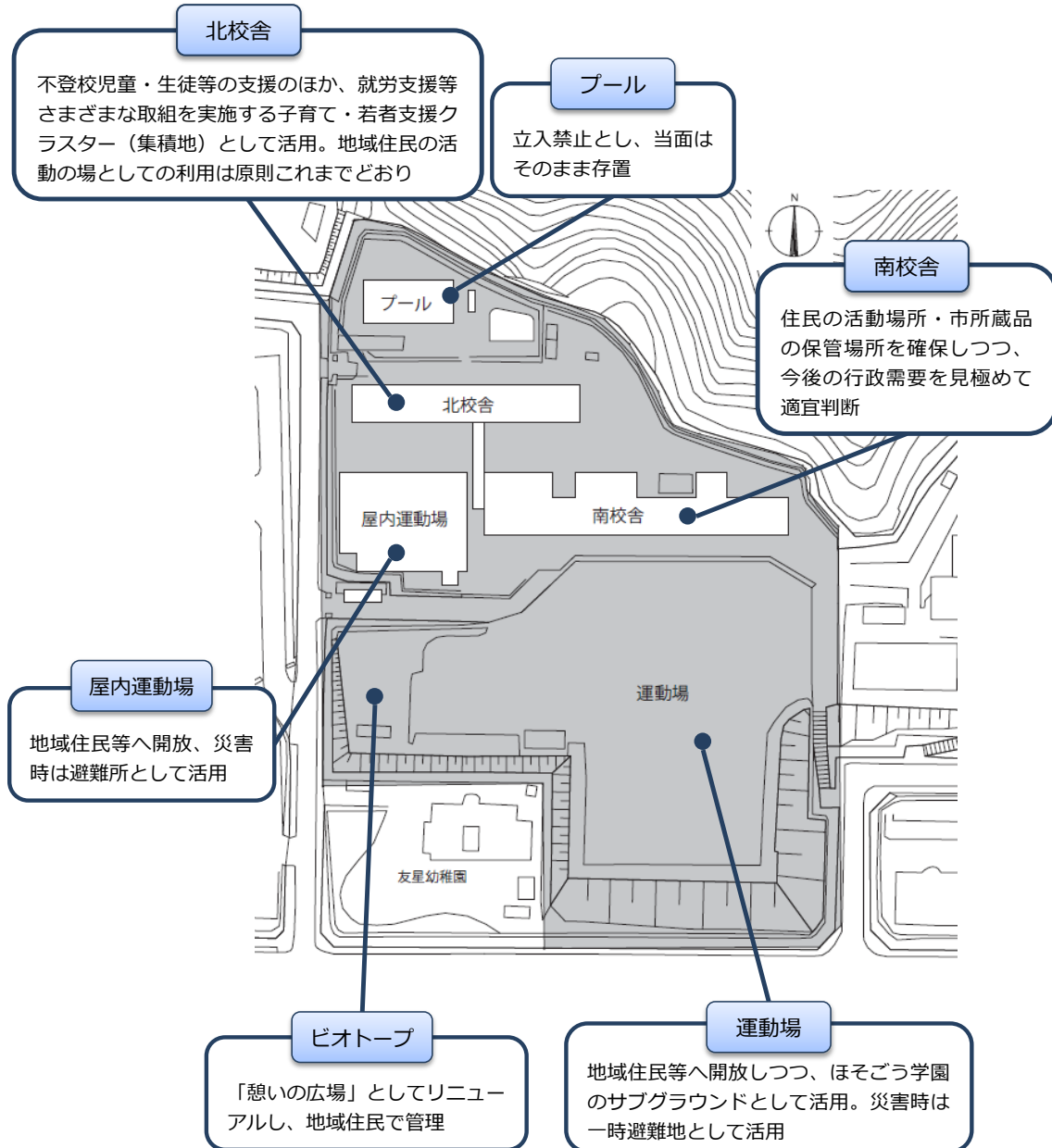
- ・ 地域の創生に向けた事業計画の策定
- ・ 子育て・若者等の総合的な支援拠点としての機能拡大に向けた検討

(参考 1)

細河小学校既存施設の取扱い



伏尾台小学校既存施設の取扱い



(参考 2)

池田市学校施設跡地基本方針

1 策定の背景・目的

本市の中長期的な将来、さらには 22 世紀をも見据えた発展と豊かな市民生活を築くため、めざすべき将来像を示した「第 6 次池田市総合計画（以下「総合計画」という。）」に基づき、「教育のまち池田」としての小中一貫教育の推進、小規模校の解消・学校の活性化、そして施設老朽化改善・耐震化を 3 つの柱とした「学校施設再編整備計画」を平成 23 年 6 月に策定した。

今後、同整備計画における学校施設の適正配置を進めていく上で生じる学校施設跡地（残存する建物を含む。以下「跡地」という。）については、有効的に活用していくことが重要な課題となっている。

この「池田市学校施設跡地活用基本方針」は、こうした状況を踏まえ、全市的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から、跡地活用についての基本的な理念や考え方を示すものである。

2 跡地活用の基本原則

跡地については、市民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来像や市の重要施策との整合性に留意するとともに、本市の財政状況や地域住民の意向も加味し、中長期での市民全体の利益に資するよう、全市的な行政需要に対応した跡地活用とする。

3 活用に当たっての配慮

(1) 学校教育活動等への配慮

- ・必要に応じて施設一体型小中一貫校の補完施設としてなど、学校教育活動による利用に配慮する。
- ・青少年のスポーツ・文化活動の振興や、次代を担う子どもたちの個性豊かな人間性の育成に配慮する。

(2) 地域コミュニティへの配慮

- ・学校は地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く地域の核となってきた施設であることを踏まえ、地域の意向、ニーズに十分配慮する。
- ・学校施設は、地域の災害時の避難所など防災活動の拠点として住民の心の拠り所にもなっているため、跡地についてもその役割に配慮する。

4 跡地の活用の対象と優先順位

活用に当たっては本市事業を優先するが、本市の政策課題への対応や地域の活性化を図るための活用手法の選択肢を広げるため、公共的・公益的な団体による事業、民間事業についても活用の対象とする。

なお、優先順位は、①本市事業、②公共的・公益的な団体による事業、③民間事業の順とする。

5 本市事業以外による活用に当たっての考え方

(1) 事業の選定基準

・本市の政策課題への対応や地域の活性化に資する事業とする。

(2) 活用の手法

・跡地全体の活用に限定せず、校舎（教室）等の部分的な活用も認め、活用の多様化を図る。

・跡地は売却しない。ただし、定期借地、貸付（長期・短期）を含め、多様な手法による有効的な活用を図る。

6 個々の跡地活用の進め方

市民ニーズや行政ニーズに応じた本市の総合的な政策判断により、個々の跡地ごとに適宜、活用内容を検討し、地域住民の理解のもと活用計画を決定する。

7 施設の安全性

残存する建物の活用については安全性を重視し、老朽化の程度や耐震基準を満たしていない等により利用者の安全確保が困難であると認められる建物については、撤去についても検討する。

8 その他

本基本方針は、総合計画の計画期間最終年度である平成 34 年度までの跡地の活用に関する基本的な考え方等を定めるものである。平成 35 年度以降については、市立小・中学校の「学校施設再編整備計画」の進捗状況や市有財産をめぐる社会経済状況の変動などにあわせて、必要な修正を加えることとする。